

大磯ものづくりわくわく支援補助金交付要綱

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源や特性を活用したわくわくするような特産品の開発(以下「特産品開発」という。)を行い、新たなものづくりに挑戦する小規模事業者に対し、大磯ものづくりわくわく支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助事業等は、特産品開発を行い、新たなものづくりを支援することを目的として実施する事業とする。

2 前項の補助事業等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大磯で生産された農産物等を主に使用すること。
- (2) 大磯の特性(歴史、文化等)に因んでいること。
- (3) その他、大磯町商工会が特に必要と定めること。

3 補助申請者は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者とする。

4 前項の補助申請者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で事業活動を営む小規模事業者であること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 大磯町暴力団排除条例(平成24年大磯町条例第7条)第2条第2号から第5号までに規定するもののいずれかに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費(以下「補助対象経費」という。)に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 補助対象経費の区分及び内容は、別表のとおりとする。

3 算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、大磯ものづくりわくわく支援補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 大磯町商工会長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をし、大磯ものづくりわくわく支援補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の経理等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下、「補助決定者」という。)は、補助事業等の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助決定者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助完了(第7条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(補助事業等の変更等)

第7条 補助決定者は、次の各号に掲げる事態が生じたときは大磯ものづくりわくわく支援補助金変更承認申請書(第3号様式)により速やかに大磯町商工会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、当該提出を省略することができる。

- (1) 住所又は氏名(法人にあつては、所在地、名称又は代表者名)の変更があつたとき。
- (2) 補助事業等の内容又は経費の配分を変更するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大磯町商工会長が必要と認めたとき。

2 大磯町商工会長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、大磯ものづくりわくわく支援補助金承認(不承認)通知書(第4号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、速やかに大磯ものづくりわくわく支援補助金中止(廃止)申請書(第5号様式)を大磯町商工会長に提出しなければならない。

4 大磯町商工会長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、結果を大磯ものづくりわくわく支援補助金中止(廃止)決定通知書(第6号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、大磯ものづくりわくわく支援補助金実績報告書(第7号様式)により、補助事業等の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに当該交付事業を完了しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 別紙「事業報告書」
- (2) 領収書の写し及びその内訳を証する書類の写し
- (3) 補助を受けて完成した特産品、購入及び作成した物品等の写真その他の説明書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大磯町商工会長が必要と認める書類

3 実績報告後、大磯らしい潤いづくり協議会主催の大磯産品登録制度へ登録すること。

(補助金の額の確定)

第9条 大磯町商工会長は、前条により交付すべき額を確定したときは、大磯ものづくりわくわく支援補助金確定通知書(第8号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助決定者は、大磯ものづくりわくわく支援補助金交付請求書（第9号様式）により交付の請求をするものとする。

2 大磯町商工会長は、前項の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 大磯町商工会長は、第7条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

- (1) 補助決定者が、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助決定者が、補助事業に関して不正、虚偽、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 補助決定者が補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大磯町商工会長が必要と認めたとき。

(確定後事業報告等)

第12条 補助金の交付の確定を受けた交付決定者は交付確定後3年間、毎年4月末日までに大磯ものづくりわくわく支援補助金確定後事業報告書（第10号様式）を提出するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、大磯町商工会長が別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象経費の区分及び内容

経費区分	内容
1 開発費	特産品や包装パッケージの開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工、検査等するための経費
2 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体の活用等販売するための経費